

犯罪被害者の人権尊重，立場を超えて共通認識

——憲法記念行事 パネルディスカッション「報道の自由と犯罪被害者の人権」

●犯罪被害者の遺族の生の声

5月8日、弁護士会館クレオにおいて、日弁連と東京三会の共催による恒例の憲法記念行事として、パネルディスカッション「報道の自由と犯罪被害者の人権—犯罪被害者の名誉とプライバシーを考える—」が開催された。

まず、浜田純一東京大学大学院教授と犯罪被害者のご遺族1名による基調講演がなされた。

浜田教授からは、犯罪被害者の報道については、報道側の表現の自由と、被害者・遺族・関係者のプライバシーの利益など、さまざまな要素を総合考慮した比較衡量により判断していかなければならないという法的側面からの解説がなされた。

犯罪被害者の遺族からは、直接犯罪とは関係ない、しかも事実とは反する被害者の遺族に対する誹謗、中傷にわたるような心ないマスコミ報道、さらに、この報道にあおられたかのような多数の嫌がらせの手紙など、犯罪による被害を受けたうえに、さらなる苦痛を受けなければならなかったという実態が赤裸々に語られた。

●犯罪被害者の主体性の尊重

その後、大澤孝征弁護士（一弁）をコーディネーターとし、浜田教授、テレビキャスターの鳥越俊太郎氏、日本テレビの林隆一郎氏、日本雑誌協会の山了吉氏、番敦子弁護士（二弁）、京野哲也弁護士（一弁）をパネリストとして、パネル



ディスカッションが行なわれた。

まず、京野弁護士は、犯罪被害者の代理人を務めた経験に基づき、犯罪被害者や家族の主体性の尊重、報道される人の地位・立場をきめ細かく考えた取材や報道の必要性を述べ、プライバシーの尊重を訴えた。番弁護士も同様の立場から、被害者は生身の人間であり、当事者であるということに配慮した報道がなされるよう求めた。

●事実報道の重要性

これに対し、マスコミ側からは、近時は、従前に比べて、被害者や家族に配慮した取材や報道がなされつつあることが述べられ、林氏からは、被害者報道のガイドラインづくりや研修等もなされていることが述べられた。

鳥越氏は、被害者側に対する十分な配慮の必要性を認めつつも、被害者側からの正しい情報は被害者側からしか得られないことを述べ、山氏も、えん罪や間違いをチェックしていかなければならないという使命から警察発表とは違う真実追求もしていかなければならないというマスコミの立場を説明された。

●立場を超えて

たとえば実名報道の問題ひとつについても、マスコミ側からは事実報道という立場から原則は実名報道をすべきであるという主張が述べられ、被害者側の弁護士からはプライバシー尊重から同意がない場合は実名報道はするべきではないと述べられる等、問題の複雑さがうかがわれた。しかし、パネリストの意見からは、立場を超えて、犯罪被害者や家族の人権を損なわないようにしていこうという共通の意識が感じられた。

また、犯罪被害者救済に向けた弁護士会活動のより一層の充実を望む意見も出された。

（憲法問題等特別委員会副委員長 菅沼 一王）